

酪農教育ファーム 牧場現地確認の実施手順について（案）

1. 現地確認に用意する書類

（1）現地審査の場合

- ① 酪農教育ファーム認証牧場認証申請書（様式1） ※牧場より提出があったもの
- ② 酪農教育ファーム認証牧場認証条件確認書（様式2）
- ③ 酪農体験学習マニュアル（平成23年3月中央酪農会議作成）
- ④ 生乳生産管理マニュアル（平成24年3月中央酪農会議作成）
※生乳生産管理状況及び飼養衛生管理状況がチェックできる資料
- ⑤ その他必要と思われる書類

（2）現地検査の場合

- ① 酪農教育ファーム認証牧場認証申請書のコピー（牧場が認証申請時に提出したもの）
- ② 酪農教育ファーム牧場現地検査総括表（参考資料）
※牧場現地検査チェック表と牧場現地検査ヒアリング表も併せて持参
- ③ 酪農体験学習マニュアル（平成23年3月中央酪農会議作成）
- ④ 生乳生産管理マニュアル（平成24年3月中央酪農会議作成）
※生乳生産管理及び飼養衛生管理をチェックできる資料
- ⑤ 交流活動における感染症防疫マニュアル（平成22年8月中央酪農会議作成）
- ⑥ その他必要と思われる書類

2. 持ち物

現地審査、現地検査ともに以下の道具を携行する。

- （1）デジタルカメラ
- （2）防疫グッズ（車輛・長靴等の消毒用器具、靴カバー等）
- （3）クリップボード
- （4）その他〔録音機等、調査に必要な物品〕

3. 牧場現地確認の実施に当たって

認証条件確認書（様式2）及び現地検査総括表（参考資料）の記入は、検査実施者（検査実施者が複数の場合はその中で責任者を定める）が最終的な認証の可否を判断してチェックを行う。また、改善が必要な場合や認証に相応しくない場合には、その理由についても検査実施者（または検査責任者）が記入し、牧場に対して指導を行う。

（1）現地審査の場合

- ① 牧場現地審査の実施に当たっては、『酪農教育ファーム認証牧場認証申請書（牧場より提出があったもの）』をもとに、酪農教育ファーム認証規程の「第3. 認証の条件」が遵守

されているかを中心に検査を行う。

- ② 酪農教育ファーム認証規程の「第3. 認証の条件」の中でも、特に現地での確認が重要であると考えられる点については、『酪農教育ファーム認証牧場認証条件確認書』（様式2）をもとに調査・チェックするものとする。
- ③ 現地審査時に改善が必要な項目があり、短期間で改善が可能と思われる場合は、牧場責任者が改善を行う期限を確約することにより、「認証の対象」とする。また、短期間での改善が困難な項目がある場合は、「認証は当面保留」とし、改善がなされた時点で「認証の対象」とする。
- ④ 本検査は、基本的にはチェック票を用いて個別の項目について細かく確認することになっているが、牧場の立地や特性によってはチェック項目に厳密に対応できないケースも想定される。その場合、牧場の工夫等によって項目の課題を克服していると判断できれば、その旨（工夫の内容・問題無しとする理由等）を特記事項として記入し、「認証の対象」とする。なお、その際は、検査実施者でよく協議を行い、最終的に検査責任者がこれを判断するものとする。
- ⑤ 写真は、チェック1カ所につき2パターン（アングルを変える等）を提出する。特にトイレは外観と中（便器）が分かるように撮影し、緊急医療品の整備内容についてもはっきりとわかるように記録する。
- ⑥ 『酪農教育ファーム認証牧場認証条件確認書』（様式2）内にある「清潔か?」といった定性的な項目については、全国統一的な指標を持つことが困難ではあるが、モデル的な牧場を目安（最も清潔なレベル）とし、チェックを行うものとする。
- ⑦ 検査用書類一式は、前述した検査実施者（または検査責任者）がその内容や書類に不備がないかを十分に確認し、指定団体は現地審査終了後すみやかに、酪農教育ファーム認証牧場認証申請書（様式1）と酪農教育ファーム認証牧場認証条件確認書（様式2）を併せて中央酪農会議に提出することとする。

（2）現地検査の場合

- ① 牧場現地検査の実施に当たっては、『酪農教育ファーム認証牧場認証申請書のコピー（牧場が認証申請時に提出したもの）』をもとに、酪農教育ファーム認証規程の「第3. 認証の条件」と「第5. 規則」が遵守されているかを中心に検査を行う。
- ② 酪農教育ファーム認証規程の「第3. 認証の条件」と「第5. 規則」の中でも、特に現地での確認が重要であると考えられる点については、『酪農教育ファーム牧場現地検査チェック票』をもとに調査・チェックするものとする。

- ③ 『酪農教育ファーム牧場現地検査総括表』（参考資料）の「認証保留」になる規準は、基本的には『酪農教育ファーム牧場現地検査チェック票』内の「トイレ」「手洗い場」「保険加入状況」のいずれか1つまたは複数の項目で「改善を要する」に該当した場合、または、前述の3項目が「問題ない」としても、その他の項目の内2項目以上で「改善を要する」に該当した場合とする。
- ④ 「認証保留」となった場合は、その該当事由を『酪農教育ファーム牧場現地検査総括表』（参考資料）に明記し、その対応等についてその場で説明を行う。その後、当該事由について対応が完了したことが確認できた場合は、同様に総括表に対応完了日と共にその旨を明記し、それをもって認証適合とする。なお、対応確認は原則として調査日から1ヶ月以内とし、最も遅い日付は当該年度内とする。
- ⑤ 本検査は、基本的にはチェック票を用いて個別の項目について細かく確認することになっているが、牧場の立地や特性によってはチェック項目に厳密に対応できないケースも想定される。その場合、牧場の工夫等によって項目の課題を克服していると判断できれば、その旨（工夫の内容・問題無しとする理由等）を特記事項として記入し、『酪農教育ファーム牧場現地検査総括表』（参考資料）において「認証保留」にする必要はないものとする。なお、その際は、検査実施者でよく協議を行い、最終的に検査責任者がこれを判断するものとする。
- ⑥ 特に認証牧場が抱える課題やニーズ等については、『酪農教育ファーム牧場現地検査ヒアリング票』に基づき、牧場主や担当者に対してヒアリングを行う。
- ⑦ 写真は、チェック1カ所につき2パターン（アングルを変える等）を提出する。特にトイレは外観と中（便器）が分かるように撮影し、緊急医療品の整備内容についてもはっきりとわかるように記録する。
- ⑧ 『酪農教育ファーム牧場現地検査チェック票』内にある「清潔か？」といった定性的な項目については、全国統一的な指標を持つことが困難ではあるが、モデル的な牧場を目安（最も清潔なレベル）とし、チェックを行うものとする。
- ⑨ 検査用書類一式は、前述した検査実施者（または検査責任者）がその内容や書類に不備がないかを十分に確認し、当該地域の指定団体に提出する。指定団体は年度終了後すみやかに、現地検査の実施状況について中央酪農会議に報告することとする。

4. 牧場現地確認の手順（例）

現地審査、現地検査ともに、事前に検査の趣旨、重点的に確認するポイントを牧場側へ伝えておく。

《 現地審査の手順例 写真撮影→★ 》

- ① 牧場到着後、申請書の敷地・配置図を確認しながら（体験受け入れ時と同様に）一巡し、★生乳生産管理基準・作業手順等の状態を確認し、チェック票に記入する。
↓
- ② ★トイレ・★手洗い場の確保状況を確認。
↓
- ③ 一巡したら動線・見学ルート等について確認（敷地・配置図に書き込みする等）。
↓
- ④ ★緊急医療品の装備状況を確認し、緊急時に近隣の医療機関に連絡を取れる体制にあるか確認。また、保険の加入状況についても確認。
↓
- ⑤ 認証保留牧場に対しては、その理由・改善策をその場で説明・指導し、以下の「5. 認証保留となった場合の対応」を基に、今後の対応や提出物等についても併せて説明を行う。
↓
- ⑥ 現地審査終了後、指定団体は酪農教育ファーム認証牧場認証申請書（様式1）と酪農教育ファーム認証牧場認証条件確認書（様式2）を併せて地域全体を取りまとめ、中央酪農会議へ提出する。なお、全ての認証申請書類は現地審査終了時点で一度提出し、認証保留牧場の書類については指定団体が対応確認後に再提出するものとする。

《 現地検査の手順例 写真撮影→★ 》

- ① 牧場到着後、★認証看板を確認。
↓
- ② 申請書の敷地・配置図を確認しながら（体験受け入れ時と同様に）一巡し、★生乳生産管理基準・作業手順等の状態を確認し、チェック票に記入する。
↓
- ③ ★トイレ・★手洗い場の確保状況を確認。
↓
- ④ 一巡したら動線・見学ルート等について確認（敷地・配置図に書き込みする等）。
↓
- ⑤ ★緊急医療品の装備状況を確認し、緊急時に近隣の医療機関に連絡を取れる体制にあるか確認。また、保険の加入状況についても確認。
↓
- ⑥ 保険の加入状況については、地域交流牧場全国連絡会会員でない場合は保険証券の原本を確認しコピーを提出。
↓
- ⑦ 認証条件や認証規則、認証申請書に関する調査後、牧場主や酪農教育ファーム担当者（ファシリテーター）に対してヒアリングを行う。
↓
- ⑧ 認証保留牧場に対しては、その理由・改善策をその場で説明・指導し、以下の「5. 認証

保留となった場合の対応」を基に、今後の対応や提出物等についても併せて説明を行う。

↓

- ⑨ 現地検査終了後、検査責任者は検査用書類、写真等を揃えて指定団体に提出し、指定団体は地域全体を取りまとめ中央酪農会議へ提出する。なお、全ての検査書類は検査終了時点で一度提出し、認証保留牧場の書類については検査責任者が対応確認後に再提出するものとする。

5. 認証保留となった場合の対応例（**現地審査及び現地検査**）

- (1) 認証看板が【未設置、外から見えない、錆・汚れ、色が薄れて読み取れない、等】

→看板の適正な設置をお願いする。

→看板を紛失または破損等した場合は、中央酪農会議より送付するので、その旨を伝達する。(送料は牧場負担)

- (2) 手洗い場が【設置されていない、管理されていない、石鹸等がない、等】

→**受入人数にみあった**手洗い場の設置を指導する。

→受入前には掃除・備品の整備を行うようお願いする。

→整備された状態の写真を検査責任者まで提出するようお願いする。

- (3) トイレが【設置されていない、管理されていない、等】

→**受入人数にみあった**トイレの設置を指導する。

→受入前には掃除するなど、管理を行うようお願いする。

→整備された状態の写真を検査責任者まで提出するようお願いする。

- (4) 牛舎・通路・牛体の状態が【整理整頓されていない、清潔でない、等】

→整備された状態の写真を検査責任者まで提出するようお願いする。

- (5) 動線が【衛生的でない、順路が衛生面に配慮されていない、危険箇所がある、等】

→牛舎の構造上やむを得ない部分もあるが、動線の工夫等をお願いする。

→特に、飼養衛生管理区域に訪問者を入れる際には、必ず踏み込み槽を設置して、足の消毒を行うよう指導する。

- (6) 緊急医療品が【無い、古くなっている、等】

→緊急医療品一覧を示し、最低限のものは用意して貰うようお願いする。

【用意しておくべき緊急医療品（酪農体験学習マニュアルP103より）】

●材料類

ばんそうこう、包帯（伸縮包帯もあればなお良い）、三角巾、ガーゼ、綿棒（脱脂綿）、毛布、梯状副子、毒虫刺され用 毒物吸引セット

●器具類

体温計、ピンセット（とげ抜き）、はさみ、水まくら（瞬間冷却パック）、ゴム手袋、
簡易型人工呼吸用マスク（来場者数の多い牧場は準備しておいたほうが良い）、薬用石鹸

※飲み薬（風邪薬など）や塗り薬（消毒薬）に関しては、体調・体質により合わない場合もあるので、安易に使わないように指導する。

（7）保険に【加入していない、更新していない、等】

→基準を満たす保険（地域交流牧場全国連絡会会員並み）に加入するよう指導し、保険証券のコピーを調査責任者に提出してもらう。

→または、地域交流牧場全国連絡会への加入を勧める。